

第4章 西尾いきものふれあいの里における取組

1 行事の取組状況

4月～6月



月	日	行事名	テーマ	講師	参加者数
4月	4日(土)	里山散策	お花見ハイキングをしよう	松山太	19名
	19日(日)	里山保全活動	万燈山の手入れをしよう	当園職員	108名
	25日(土)	定例自然観察会	春の花、50種さがそう	西尾自然の会	8名
	26日(日)	体験学習会	春とも友達五・七・五	服部くらら	21名
5月	3日(日)	体験学習会	パームクーヘンをつくろう	林喜美子	30名
	10日(日)	湿地観察会	北山湿地でハルリンドウを観察しよう	安達史幸	22名
	23日(土)	定例自然観察会	カエルや水辺の昆虫に挑戦	西尾自然の会	12名
	31日(日)	体験学習会	野草を押し花でたのしもう	岩瀬敦子	15名
6月	7日(日)	米づくり	田植えをしよう	当園職員	102名
	20日(土)	きのこ観察会	きのこを観察しよう	中条長昭	17名
	27日(土)	定例自然観察会	きれいなチョウやガを見つけよう	西尾自然の会	11名
	28日(日)	水辺観察会	水辺のいきものを観察しよう	神本晃	22名



「お花見ハイキングをしよう」
万燈山山頂にて



「北山湿地でハルリンドウかんさつしよう」



ハルリンドウ

7月～9月

月	日	行事名	テーマ	講師	参加者数
7月	5日(日)	つり大会	ザリガニつりをしよう	当園職員	83名
	12日(日)	体験学習会	五感で森を感じ、森の香りのミストをつくろう	当園職員	11名
	18日(土)	天体観察会	天の川銀河を観察しよう	小笠原恒好	中止
	25日(土)	定例自然観察会	サブゾーン長円寺裏山探索	西尾自然の会	10名
8月	2日(日)	昆虫観察会	チョウやトンボを観察しよう	小出浩	中止
	9日(日)	体験学習会	親子でクラフトづくり	山本俊雄	19名
	22日(土)	定例自然観察会	夏の雑草分類教室	西尾自然の会	6名
	23日(日)	体験学習会	再製紙アートを体験しよう	当園職員	15名
9月	6日(日)	体験学習会	自然の素材で絵手紙を描こう	市川百合子	13名
	13日(日)	竹切ボランティア	竹林の整備・竹筒でご飯を炊く	環境市民塾	11名
	26日(土)	定例自然観察会	秋の花、50種さがそう	西尾自然の会	9名



「親子でクラフトづくり」
 廃材を利用したプランター
 カバー作りに挑戦



「五感で森を感じ、ミストをつくろう」
 樹液の流れる音、聞こえるかな？

10月～12月

月	日	行事名	テーマ	講師	参加者数
10月	10日(土)	昆虫観察会	カブトムシの幼虫を育てよう	中根 正行	26名
	11日(日)	米づくり	稲刈り、はざかけだ！	当園職員	65名
	24日(土)	定例自然観察会	木の実、草の実を味わってみる	西尾自然の会	21名
	25日(日)	米づくり	脱穀をしよう	当園職員	57名
11月	15日(日)	体験学習会	秋の恵みを食べてみよう	環境市民塾	10名
	22日(日)	体験学習会	わらぞうりづくり	近藤 孝	19名
	28日(土)	定例自然観察会	シダもわかるとおもしろい	西尾自然の会	14名
	29日(日)	野鳥観察会	マガモなど冬鳥の観察をしよう	高田 俊洋	11名
12月	6日(日)	体験学習会	つるで籠を編んでみよう	当園職員	17名
	13日(日)	体験学習会	リースをつくろう	当園職員	20名
	20日(日)	体験学習会	ミニ門松をつくろう	岡田 要	26名
	26日(土)	定例自然観察会	森の健康診断を体験！	西尾自然の会	12名



「秋の恵みを食べてみよう」
 マテバシイのどんぐりだんご作り



「脱穀をしよう」
 手動式の脱穀機に
 チャレンジ！

1月～3月

月	日	行事名	テーマ	講師	参加者数
1月	10日(日)	米づくり	もちつきだ!	当園職員	75名
	23日(土)	定例自然観察会	冬の鳥、50種さがそう	西尾自然の会	32名
	24日(日)	体験学習会	竹ぼうきづくり	岡田要	12名
2月	7日(日)	体験学習会	お花炭を焼いてみよう	当園職員	16名
	13日(土)	星座観察会	オリオン大星雲を観察しよう	小笠原恒好	27名
	13日(土)	体験学習会	竹炭焼 (竹きり)	当園職員	8名
	14日(日)	体験学習会	竹炭焼 (火入れ)	当園職員	8名
	27日(土)	定例自然観察会	冬の樹木分類教室	西尾自然の会	16名
3月	7日(日)	体験学習会	草花を切り絵で表現してみよう	杉田英治	5名
	14日(日)	植物観察会	春の植物の観察と七草粥	中西普佐子	19名
	27日(土)	定例自然観察会	早春の花といきものをみつけよう	西尾自然の会	15名

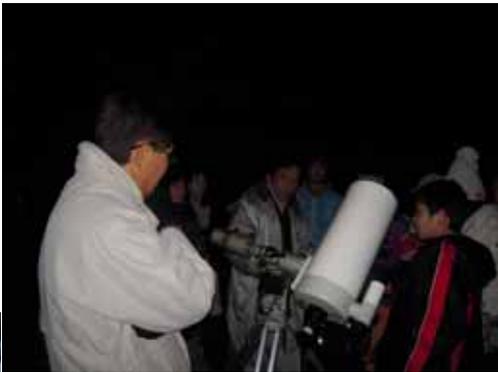


「米づくり
もちつきだ!」

「竹炭やき」
わくわくしながらの釜出し



「春の植物の観察と七草粥」
観察の後は春の味を堪能



「オリオン大星雲を
観察しよう」

2 西尾いきものふれあいの里来園者数の推移

年度	来園者(人)	記帳者			未記帳	行事等参加者	施設団体利用	視察	ボランティア活動
		大人	子供	(市外)					
11	17,148	9,027	4,662	(6,396)	1,130	804	940	585	
12	16,207	6,021	3,288	(5,175)	1,620	883	3,409	986	
13	16,729	6,312	3,457	(5,940)	2,240	2,294	2,244	182	
14	15,548	4,112	3,249	(3,995)	2,830	921	2,964	274	1,198
15	16,147	5,130	4,086	(5,746)	2,330	1,344	1,959	110	1,183
16	14,746	4,432	3,097	(3,863)	3,020	1,004	2,109	114	970
17	17,540	6,030	4,256	(5,638)	2,660	1,227	2,391	101	875
18	15,946	5,188	3,363	(4,569)	2,290	1,194	2,840	80	991
19	15,557	4,216	3,102	(4,176)	2,954	1,136	2,917	294	938
20	15,198	3,864	2,634	(3,479)	4,709	1,117	2,267	105	502
21	16,745	5,076	3,507	(5,746)	4,042	1,076	2,368	138	538

第5章 鳥獣関係

西尾市では「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいた県からの委任事務として、鳥獣による被害の防止を目的とした鳥獣の捕獲許可及び愛玩を目的とした鳥獣の飼養登録事務を行っております。平成21年度におけるこれらの事務の概要は次のとおりです。

鳥獣の捕獲許可の概要

取扱番号	捕獲鳥獣の種類	捕獲申請数	捕獲の目的	捕獲数
1	カラス	180羽	農作物被害防止	134羽
	カワラバト	100羽	"	14羽
	ムクドリ	30羽	"	0羽
	ヒヨドリ	40羽	"	0羽

鳥獣の飼養登録の内容

取扱番号	飼養鳥獣の種類	数量
1	ウグイス	0羽
2	メジロ	0羽

街中や農地で多く見かける
カラスの群れ



第6章 公害防止協定等

西尾市では、現在、公害防止協定を36社と、公害防止に関する覚書を8社と締結しています。概要は次の表のとおりです。

公害防止協定締結事業所

番号	締結年月日	事業所名	住所
1	S 48 . 11 . 30	(株)デンソー西尾製作所	刈谷市昭和町 1-1
2	49 . 7 . 1	スギヤス(株)西尾工場	高浜市高取町上畑 8
3	50 . 7 . 29	鶴弥(株)西尾工場	刈谷市小垣江町吉浜田 37
4	51 . 3 . 30	(株)オティックス寺津工場	西尾市中畑町浜田下 10
5	51 . 3 . 30	鍛治賢工業(株)	西尾市寺津町三ノ割 31-1
6	51 . 3 . 30	アイサン工業(株)	西尾市寺津町二丁 26
7	51 . 3 . 30	坂部鉄工(株)	西尾市寺津町白山 19
8	51 . 3 . 30	鈴木自動車販売(有)	西尾市寺津町二ノ割 22-1
9	51 . 3 . 30	碧海工機(株)ダイカスト工場	西尾市寺津町四ノ割横道東 8
10	51 . 3 . 30	三州電線(株)	西尾市寺津町二丁 7-1
11	51 . 3 . 30	中部窯業(株)	西尾市楠村町明神後 2
12	51 . 3 . 30	湯原銘鋳製作所	西尾市寺津町十三間 31
13	51 . 3 . 30	(株)杉浦製作所古居工場	西尾市寺津町宮越 22
14	51 . 3 . 30	アイチセラテック(株)	西尾市楠村町明神後 2
15	51 . 3 . 30	(株)ヤマキ	西尾市寺津町四ノ割横道西 10
16	51 . 3 . 30	旭鉄工(株)西尾工場	碧南市中山町 7 丁目 26
17	51 . 3 . 30	幡豆工業(株)	西尾市寺津町五十間南 1-2
18	52 . 2 . 14	碧海工機(株)	西尾市寺津町四ノ割横道東 8
19	62 . 8 . 25	中部電(株)力碧南火力発電所	名古屋市東区東新町 10-1
20	H 3 . 10 . 31	アイシン精機(株)西尾工場	西尾市南中根町小割 80
21	3 . 10 . 31	アイシン・エーアイ(株)	西尾市小島町城山 1
22	8 . 3 . 29	筒井鉄工所(株)	西尾市法光寺町流 55-1
23	8 . 3 . 29	岩瀬鉄工(株)	西尾市法光寺町流 38-1
24	8 . 3 . 29	大恵工業(株)	西尾市法光寺町流 55-2
25	8 . 3 . 29	(株)井原ハイテク工業	西尾市法光寺町流 20-5
26	8 . 3 . 29	法光寺内陸工業団地協同組合	西尾市法光寺町流 20-3
27	9 . 10 . 14	近藤鉄工(株)	西尾市法光寺町流 70-1
28	10 . 2 . 18	(株)デンソー善明工場	刈谷市昭和町 1-1
29	16 . 11 . 24	(株)箱俊	碧南市石橋町 1-46
30	18 . 5 . 15	中日本鋳工(株)	西尾市高島町 7-53
31	19 . 8 . 20	阪部工業(株)	西尾市中畑町水荒井 8
32	19 . 9 . 4	(有)かとう製菓	碧南市塩浜町 2-50
33	20 . 8 . 8	日本A T P(株)	西尾市下羽角町大縄 16-1

番号	締結年月日	事業所名	住所
34	20.12.24	日本ペローズ(株)	川崎市高津区下作延3-20-2
35	20.12.24	東鋼管工業(株)	東京都練馬区土支田3-37-4
36	21.1.6	黒龍産業(株)	碧南市須磨町2番地12
37	21.8.24	(株)杉浦製作所米津工場	西尾市寺津町宮越22
38	21.8.24	三河ダイハツ(株)	岡崎市宇頭町字北家下5-1
39	21.8.24	小松運輸(株)	刈谷市新栄町6-37
40	22.3.19	サンエイ(株)	刈谷市桜町3-3
41	22.3.19	(有)ジェイ・シーワイヤリングシステム	西尾市上矢田町神明寺7-1

公害防止に関する覚書締結事業所

番号	締結年月日	事業所名	住所
1	S45.6.11	榊原製陶所	西尾市寺津町大明神17
2	47.10.18	三州窯工業	西尾市楠村町堂地13
3	48.1.31	金沢アルミ鋳造所	西尾市市子町平加75
4	48.2.16	中央紙器工業(株)	西春日井郡春日井村大字落合字境道58
5	48.3.6	渡辺織布工場	西尾市鵜ヶ池町中道123
6	48.4.10	日比野工業(株)	西尾市西浅井町コウノス11
7	48.6.8	中村染工場	西尾市羽塚町北側18
8	48.6.11	榊原精器(株)	西尾市花蔵寺町五貫目東48

万燈山山頂より望む



優雅な姿で舞い降りた
チョウトンボ

参考資料

西尾市環境基本条例

私たちのまち、西尾市は、豊かな緑や水に恵まれた自然環境と先人から受け継いだ歴史や伝統文化、活力ある産業が調和したまちとして今日まで発展を続けてきた。

しかしながら、私たちの暮らしに便利さや物質の豊かさをもたらした、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や日常生活は、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少をはじめとする地域の環境ばかりでなく、地球的規模の広がりとして将来世代にわたる問題として地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちはこのような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たし協働することにより、環境への負荷を低減し、人と自然とが共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全し、及び創造していくことにより、持続的発展が可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じ、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、市、事業者及び市民自らの課題とし、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の環境の保全及び創造に資する取り組みの支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、山林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の適正処理を推進することにより、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、自覚を持って責任ある行動をとることができるよう、環境教育を充実し、及び環境学習を促進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第9条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

(協定の締結)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認めるときは、事業者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結することができる。

(市民等の参加及び自発的活動の促進)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(環境審議会)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、西尾市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 優れた識見を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。